

# 川崎市青少年フェスティバル実行委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 川崎市青少年フェスティバルを開催するにあたり、青少年自身の企画運営により、青年層の社会参加をはかるため、川崎市青少年育成推進委員会（以下、「推進委員会」という。）設置要綱第9条の規定により、川崎市青少年フェスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 実行委員会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 青少年フェスティバルに係わる企画に関すること。
- (2) 青少年フェスティバルに係わる広報や案内に関すること。
- (3) 青少年フェスティバルに係わる事業及び青少年フェスティバルの準備・運営
- (4) その他、青少年フェスティバルの開催に必要と思われる事項

## (実行委員および組織)

第3条 実行委員は、一般公募による委員及び青少年関係団体から推薦された委員により組織する。

- 2 実行委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長の選出は、実行委員の互選とする。

## (委員長等の職務内容)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (経費)

第6条 第2条の事業にかかる経費は、推進委員会と市の契約における委託料及び推進委員会のその他の収入をもって充てる。

## (事務局)

第7条 実行委員会には事務局を設置し、事務局は、川崎市こども未来局青少年支援室に置く。

## (任期)

第8条 実行委員の任期は、第1回実行委員会の開催日から当該年度の3月31日までとする。但し、必要に応じて、任期を延長することができる。

## (その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、青少年フェスティバルの運営について必要な事項は、実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。